



労働者協同組合活用促進モデル事業について

三重県労協活用促進地域連携協議会(事務局:三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課)では、厚生労働省「労働者協同組合活用促進モデル事業」の委託を受け、「労働者協同組合」を新しい労働の形、地域課題を解決する新しい組織として位置づけ、県内における労働者協同組合の活用促進を図っていきます。

(事業期間: 令和6年8月から令和9年3月末まで)

本ページでは、三重県労協活用促進地域連携協議会が実施する事業のご案内を掲載し、各事業への申し込みフォームを設置しています。

「協同労働」の仕組みに興味のある方、多様な働き方を実現したい方(兼業・副業、シニア世代の就労など)、地域づくり活動に取り組む方(自治会、NPO法人、ボランティアなど)、人口減少や少子高齢化などによる地域の将来に不安のある方など、是非とも「労働者協同組合活用促進モデル事業」をご活用ください。

労協シンポジウム【令和6年12月開催】

※終了しました ※シンポジウムのチラシは**こちら**から

日 時: 令和6年12月22日(日)13時30分から16時00分まで 場 所: 四日市市文化会館 第3ホール(四日市市安島2丁目5-3)

方 法: 現地参加又はオンライン参加(ハイブリッド方式)

主な内容:

【第1部】講演「労働者協同組合制度の概要」(講師:日本労働者協同組合連合会 古村理事長)

【第2部】パネルディスカッション

ファシリテーター: ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン 藤井代表 パネリスト: OretachinoCamp労働者協同組合連合会(四日市市) 樋口監事

労働者協同組合コモンウェーブ(鈴鹿市) 山浦代表理事 東白川村労働者協同組合(岐阜県東白川村) 福田代表理事

第1弾労協ワークショップ (令和6年10月、11月開催)

10月北勢開催 ※終了しました。

日 時: **10月31日(木)** 13時30分から15時30分まで 場 所: **四日市市勤労者・市民交流センター 東館 大会議室**

(四日市市日永東1丁目2-25)

講 師: 労協コモンウェーブ ヤマトさん

三重県労協活用促進地域連携協議会 事務局

内容:

鈴鹿市において「子どもの居場所づくり」に取り組むコモンウェーブのヤマトさんから、法人設立の経緯や普段の活動などについて紹介いただきます。また、労協制度の概要や可能性について事務局から紹介します。

11月南勢開催 ※終了しました。

日 時: **11月19日(火)** 13時30分から15時30分まで

場所: 大台町役場 2階 大会議室

(多気郡大台町佐原750)

講 師: OretachinoCamp労協連合会 樋口さん

労協ワーカーズコープみえ 松本さん

内容:

四日市市で「キャンプ場」を営む労協法人として、全国第1号の労働者協同組合を立ち上げた樋口さんと、松阪市において「高齢者介護」などの事業を行い、40年以上の長きにわたって「協同労働」を実践してきたワーカーズコープみえの松本さんから、「協同労働」や事業の運営などについて紹介いただきます。

第2弾労協ワークショップ 【令和7年1月、2月開催】

第2弾労協ワークショップのチラシはこちらから

1月中南勢開催

日時: 1月23日(木) 13時30分から15時30分まで

場 所: 三重県庁 松阪庁舎 大会議室

(松阪市高町138)

講 師: 労協コモンウェーブ ヤマトさん 労協ワーカーズコープみえ 松本さん

内容:

鈴鹿市において「子どもの居場所づくり」に取り組むコモンウェーブのヤマトさんと松阪市において「高齢者介護」などの事業を行い、40年以上の長きにわたって「協同労働」を実践してきたワーカーズコープみえの松本さんから、労協法人設立の経緯や「協同労働」などについて紹介いただきます。

2月北勢開催

日時: 2月18日(火) 13時30分から15時30分まで

場 所: 三重県庁 四日市庁舎 大会議室

(四日市市新正4-21-5)

講 師: OretachinoCamp労協連合会 樋口さん 三重県労協活用促進地域連携協議会 事務局

一 部 出 演:CampingSpecialistくわな労協 日下さん

内容:

四日市市で「キャンプ場」を営む労協法人として、全国第1号の労働者協同組合を立ち上げた樋口さんから、労協制度を選んだ理由や事業の運営などについて紹介いただきます。また、労協制度の概要や可能性について事務局から紹介します。

また、桑名市で活動する労協法人の日下さんには講師からの説明後の意見交換に参加いただきます。

2月オンライン開催

日時: 2月21日(金) 13時30分から15時30分まで

場所: オンライン(Zoom)

講 師: 労協ワーカーズコープ・センター事業団 篠路まちづくりテラス和氣藍々 石本さん

三重県労協活用促進地域連携協議会 事務局

内容:

札幌市において、地域の居場所である「コミュニティカフェ」を営む篠路まちづくりテラス和氣藍々の石本さんから、立ち上げの経緯や札幌市障がい者協働事業所として障がいのある仲間とともに働く普段の活動などについて紹介いただきます。また、労協制度の概要や可能性について事務局から紹介します。

●第2弾労協ワークショップの**お申し込みはこちら**から

相談窓口の設置・アドバイザー派遣【令和6年8月~受付開始】

労働者協同組合制度を深く学びたい、労働者協同組合法人を設立したい、労働者協同組合法人と連携をしたいなどの労働者協同組合制度に関する悩みやニーズを持つ方からの相談を受け付け、専門家による助言・指導、アドバイザーの派遣を実施します。

【相談窓口・アドバイザー派遣の概要】

対象者: 県内の個人、法人、団体など

受付期間: 令和6年8月30日(金)から令和9年2月末まで

(令和6年度の新規受付は、令和7年3月14日(金)まで)

相談方法: 以下の相談受付フォームからお申し込みください

(<u>相談受付フォーム</u> https://logoform.jp/form/8vMX/681658)

実施方法: 相談者の要望に応じ、電話、メール、オンライン、対面等での相談対応、助言・指導を実施

相談費用: 無料 (アドバイザーの交通費等も不要です)

注意事項: アドバイザー派遣(オンライン又は対面) については、1回あたり30分から1時間程度を予定しています。アドバイザー派遣の受付は先着順となり、各年度の上限回数に達した場合は受付を停止することがあります。また、原則としてアドバイザー派遣は1者あたり各年度1回を限度とします。

【参考】三重県労協活用促進地域連携協議会について

三重県では、厚生労働省「労働者協同組合活用促進モデル事業」を受託し、県内における労働者協同組合制度の活用促進を通じた「多様な働き方が可能となる環境整備」や「働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出」に取り組むため、県を中心として令和6年6月に「三重県労協活用促進地域連携協議会」を設立しました。

当協議会では、構成員が連携しながら県内各地で労働者協同組合制度活用促進につながる様々な事業を実施していきます。

【構成員名簿(令和6年8月6日時点)】

三重県労協活用促進地域連携協議会構成員名簿

本ページに関する問い合わせ先

三重県 雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 地域雇用・勤労者福祉班

〒514-8570 津市広明町13番地(本庁8階)

電話番号: 059-224-2461 ファクス番号: 059-224-3024 メールアドレス: syurou@pref.mie.lg.jp

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.

厚生労働省「労働者協同組合活用促進モデル事業」 (受託者:三重県労協活用促進地域連携協議会)



地域づくりがしごとになる?

「協同労働」を学ぶ ワークショップ



FREE

ワークショップの概要

例えばこんな方が対象です!



☑ 地域の課題や困りごとを解決していく仕事の担い手になりたい

─ 雇用でも自営でもない、働く一人ひとりが主人公になれる働き方がしたい

松阪開催

1/23(未) 13:30~15:30

会場

三重県庁 松阪庁舎 大会議室 (松阪市高町138)

四日市開催

2/18(火) 13:30~15:30

会場

三重県庁 四日市庁舎 大会議室 (四日市市新正4-21-5)

オンライン開催(Zoom)

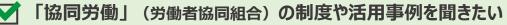
2/21(金) 13:30~15:30

遠方からも ご参加いた だけます!

主催:三重県労協活用促進地域連携協議会後援:四日市市、松阪市

相談窓口&アドバイザー派遣

例えばこんな方が対象です!



労働者協同組合の設立に向けた手続きや運営の方法を知りたい



ワークショップ、相談窓口・アドバイザー派遣の詳細は裏面をご覧ください

労働者協同組合(ろうきょう)とは?

令和4年10月に施行した「労働者協同組合法」により、労働者がお金を出し合い、意見を反映し、 自ら働く新しい法人制度として設立が可能になった法人です。

多様な働き方を実現しつつ、持続可能で活力ある地域社会に資する事業が全国で広がっています。

「協同労働」を学ぶワークショップ



ワークショップの 申し込みはこちらから

1/23(木)

松阪開催

定員 20名

労協コモンウェーブ ヤマトさん 労協ワーカーズコープみえ 松本さん

【申込〆】 1/21(火) 17時まで

> 【申込〆】 2/14(金)

17時まで

【申込〆】

2/19(水) 17時まで

2/18(火)

四日市開催

定員 3 0 名

講師

OretachinoCamp労協連合会 樋口さん 三重県労協活用促進地域連携協議会 事務局 一部出演 CampingSpecialistくわな労協 日下さん

2/21(金)

オンライン開催

定員 50名

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

篠路まちづくりテラス和氣藍々 石本さん

三重県労協活用促進地域連携協議会 事務局

相談窓口&アドバイザー派遣の概要

対象者

県内の個人、法人、団体など

実施方法

電話、メール、オンライン、対面等での相談対応、助言・指導を実施します

支援回数 アドバイザー派遣は1者あたり各年度1回を限度とします

(各年度の上限回数に達した場合は受付を停止することがあります)

受付方法 費用

右の二次元コードからお申し込みください 無料(アドバイザーの交通費等も不要です)

M POUKYO

お問い合わせ先

三重県労協活用促進地域連携協議会

(事務局: 三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課)

TEL: 059-224-2461 mail: syurou@pref.mie.lg.jp

相談&アドバイザーの ■ 申し込みはこちらから

> 協議会HPは こちらから

障がい者雇用促進 フォーラムみえ

参加無料

このセミナーのねらい

- ◎ 三重労働局から、令和6年の障がい者雇用の県内状況や令和7年からの障がい者 雇用制度について解説します。
- ◎ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から、障害者雇用納付金制度のしくみ と障がい者の職場定着や環境整備などに対する助成制度、県から障がい者雇用の 参考となる多様で柔軟な障がい者雇用の事例を紹介します。

日時

令和7年2月28日(金) 13:30~15:30(受付13:00)

場所

三重県庁講堂(津市広明町13番地)

参加 方法

会場またはオンライン 【申込期限2月21日(金)】

※手話通訳・要約筆記希望の方は2/12(水) までにお申し込みください。



- ☑ 障がい者雇用に取り組みたい企業
- ☑ 障がい者就労支援サービス事業所
- ☑ 障がい者雇用に関心のある方





第1部 障がい者雇用制度の概要と納付金・助成金

- ・障がい者雇用の県内状況と障害者雇用促進法(三重労働局)
- ・障害者雇用納付金と助成金((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部)

第2部 多様で柔軟な障がい者雇用の事例

- ・県内の短時間雇用企業の状況(株式会社アルファプランニング)
- ・テレワークによる障がい者雇用(特定非営利活動法人 a trio)

第3部 地域の障がい者団体と連携した企業の取組

- ・子ども食堂の運営支援を通じて、働く障がい者を応援する取組紹介(クロフネファーム)
- ●共催 三重県、三重労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部
- ●お問い合わせ 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 電話 059-224-2510

障害者の法定雇用率引上げについて

POINT1 令和6年4月から障害者の法定雇用率が2.5%に引き上げられました。 POINT2 令和7年4月から、除外率が各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント 引き下げられます。

POINT3 令和8年7月から障害者の法定雇用率が2.7%に引き上げられます。

詳細は三重労働局HPをご確認ください→



障害者雇用納付金制度と助成金

障害者雇用納付金制度は、事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

常用労働者の総数が100人を超える事業主において障害者法定雇用率未達成の事業主に納付金を納めていただき、その納付金を財源として障害者雇用調整金、報奨金等の支給金及び各種助成金を支給しています。

多様で柔軟な障がい者雇用事例及び障がい者支援団体と連携した取組

県では、障がい特性から長時間の勤務が難しい障がい者や、働く希望を持ちながらも通勤が困難な障がい者などがその能力や特性に応じて働くことができるよう、障がい者の多様で柔軟な障がい者雇用を推進しています。今回、第2部では令和6年4月から制度化された短時間雇用に取り組む県内企業や、テレワークによる障がい者雇用に取り組む企業の具体事例について紹介します。

また、第3部では子ども食堂の企画運営を通じて、企業と共に地域づくりに取り組む障害者就労支援事業所クロフネファーム(伊勢市)の事例を紹介します。地域貢献の視点から働く障がい者について考えてみませんか。

お申込みからの流れ

令和7年2月19日(水)の14:00~16:00にオンライン参加のための事前接続テストを行いますので、インターネットの接続環境が不安な方はご参加ください。

①お手持ちのパソコンやスマートフォンから、URLや二次元パーコードを利用して項目を入力、または下記の事項を記入してFaxしてください。

https://logoform.jp/form/8vMX/837250





②受付メールが三重県から届きます。 オンライン参加のZoomウェビナーアド レス(事前接続用、本番用)が記載さ れています。



③会場参加の方は、当日三重県庁講堂までお越しください。

③オンライン参加の方は、当日 PC等からご参加ください。	
i di	

电点	FAX	059-2	24-3024
安 1)	1/01		

三重県 雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課障がい者雇用班 あて

会社(団体)名		
お名前		
参加方法	□会場 ・ □オンライン(いずれかに図)	
手話通訳・要約筆記希望 (2月12日まで受付)	□手話通訳を希望 □要約筆記を希望	
電話番号		
メールアドレス		

である。一方面は一直です

突然、解雇を言い渡された!

賃金、残業代を 支払って<u>もら</u>えない…



パートだけど 年休ってあるの? なかなか休めない!!



労働者の方や事業主からの

労働問題に関する困りごとに相談員がお答えします。

1人で悩まずに お気軽に 相談ください



弁護士相談 (予約制)も 行っています

相談無料

相談内容など個人の 秘密は守られますので ご安心ください。

\まずはこちらへお電話を/





相談時間

労働相談(電話・面談)

月・水・金曜日

午前9:00~午後5:00

火·木曜日

午前9:00~午後7:00

弁護士相談

毎月第2金曜日

午後1:00~午後4:00

※2営業日前までに予約が必要です

オンライン相談(Zoom)

※事前予約制

月~金曜日

午前9:00~午後4:00

希望する日時を記載し、2営業日前までにinfo@mie-kinfukukyo.or.jp へ送信してください。受付完了後、当アドレスから Zoom の番号等を送信します。

- ※但し、祝日、年末年始は除きます。
- ※Eメールでの相談は『労働相談メール受付窓口』(https://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/40630012929.html) 若しくは、info@mie-kinfukukyo.or.jpへ直接必要事項を記載し送信してください。
- ※ポルトガル語・スペイン語通訳については、令和5年3月31日をもって終了しました。

なお、みえ外国人相談サポートセンター (MieCo) では、外国人住民のための相談を行っていますのでご利用ください。 TEL:080-3300-8077

お問い合わせ

三重県労働相談室 (三重県の機関です)

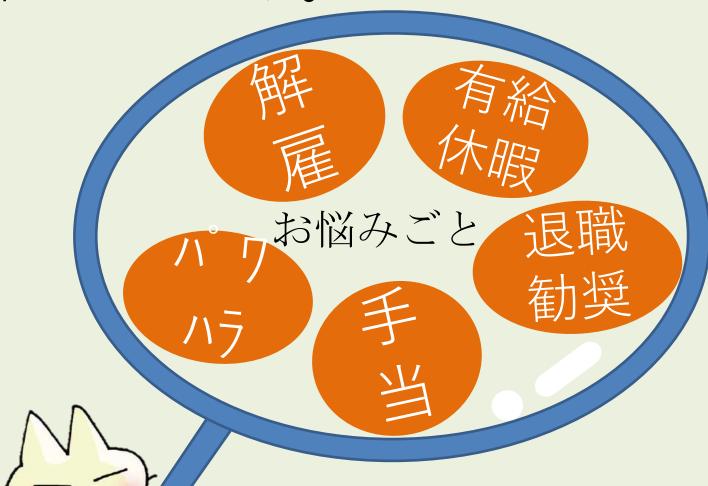
三重県津市栄町 1 丁目 891 三重県勤労者福祉会館 1F

県内の主な労働相談・職業相談・職業紹介 窓口一覧

名称・相談内容	相談時間・機関名・電話番号等 *原則、休祝日及び年末年始は休みです。
【名称】 総合労働相談コーナー (三重労働局、四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、 熊野) ※電話相談可 【相談内容】 労働相談全般	相談時間:月曜~金曜 9:30~16:30 電話番号・所在地 三重労働局 TEL059-226-2110 津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境・均等室内) 四 日 市 TEL059-351-1662 四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内) 津 TEL059-291-6788 津市島崎町327-2(津労働基準監督署内) 松 阪 TEL0598-51-0015 松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内) 伊 勢 TEL0596-28-2164 伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内) 伊 賀 TEL0595-21-0802 伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内) 熊 野 TEL0597-85-2277 熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)
【名称】 ハローワーク (桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、 尾鷲、熊野) 【相談内容】 職業相談・職業紹介 《対象:一般、障がい者、高年齢者など全般》	相談時間:月曜~金曜 8:30~17:15 電話番号・住所 ハローワーク桑 名 TeL0594-22-5141 桑名市桑栄町1-2 サンファーレ北館1階 ハローワーク四日市 TeL059-353-5566 四日市市本町3-95 ハローワーク鈴 鹿 TeL059-382-8609 鈴鹿市神戸9-13-3 ハローワーク 津 TeL059-228-9161 津市島崎町327-1 ハローワーク
【名称】 日本司法支援センター三重地方事務所 (法テラス三重) 【相談内容】 ・情報提供 (解決に役立つ情報提供や適切な相談窓□のご紹介) ・民事法律扶助制度 (資力要件あり) による無料法律相談	相談時間(情報提供):月曜~金曜 10:00~12:00 13:00~16:00
【名称】 みえ新卒応援ハローワーク 【相談内容】 就職相談・職業紹介 《対象:学卒予定者、学卒未就職者、若者 (おおむね45歳未満の方)》	相談時間:月曜〜金曜 9:00〜18:00 電話番号:059-229-9591 所 在 地:津市羽所町700 アスト津3階(おしごと広場みえ内)
【名称】 おしごと広場みえ 【相談内容】 就職情報提供・適職診断・就職に役立つセミナー等の開催・キャリアカウンセリング・模擬面接(オンライン(Zoom)による対応も可能) 《対象:大学・短大・専門学校等在学者、34歳以下の若年者の方、安定した就職を目指す方、働きたい女性の方、就職氷河期世代(概ね38歳から53歳)の方、およびその家族》	相談時間:月曜〜金曜 9:00~18:00 第1・第3土曜日 11:00~17:00 電話番号:059-222-3309 所 在 地:津市羽所町700 アスト津3階 ※就職氷河期世代再チャレンジ応援窓口「マイチャレ三重」も開設しています。 相談時間:月曜〜金曜 9:00~18:00 第1・第3土曜日 11:00~17:00 電話番号:059-222-3309
【名称】 みえ外国人相談サポートセンター(MieCo) 【相談内容】 在留手続、仕事、医療、福祉、出産・子育て、教育など、日常生活についての相談に、電話を使った三者通訳などで対応します。	相談時間:月曜〜金曜 9:00〜16:00 電話番号:080-3300-8077 所在地:津市羽所町700 アスト津3階((公財) 三重県国際交流財団事務所内) 相談方法:電話、面談等

使った三者通訳などで対応します。

労使間のトラブルでお悩みの方 三重県労働委員会が解決のお手 伝いをします。



労使関係の専門家が無料で、 丁寧に「あっせん」を行います!

三重県労働委員会は、賃金、解雇、パワハラなどに関する労使間のトラブルについて、解決に向けた「あっせん」を行っています。

お問い合わせは、

三重県労働委員会事務局(あっせんに関すること)

TEL 059-224-3033 HPはQRコードから⇒

三重県労働相談室(相談・申請窓口)

TEL 059-213-8290

三重県あっせん

検索



労働委員会をご存じですか?

労働委員会は、労使間のトラブルを、不当労働行為の 審査や労使紛争のあっせんによって解決するために、 法律によって各都道府県に設けられた行政機関です。

労働委員会の特徴



- 【その1】・公益委員(弁護士等)
 - ・労働者委員(労働組合の役員等)
 - ・使用者委員(会社の役員等)

以上の三者構成の専門家による行政機関です。

【その2】労働委員会では、労使双方の歩み寄りによるトラブル解決を促す「あっせん」を行っています。「あっせん」では、経験豊かな公労使委員が労使双方からお話しを聞き、それぞれの立場を活かして双方が納得できる解決案を示すなど、トラブル解決に向けて親身で丁寧にサポートします。

【その3】あっせん制度は、無料で利用できます。







YouTube はじめました



第1回 化学物質管理強調月間

2025 (令和7)年2月1日~28日

スローガン

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう



リスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を図りましょう!

産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における 危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび、「化学物質 管理強調月間」を創設いたしました。

事業場における実施事項

- 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(SDS)等による危険有害性等の確認
- 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施
- 化学物質管理者の選任状況の確認
- 日常の化学物質管理の総点検
- 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- スローガン等の掲示
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の 実施
- 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化 学物質管理への意識高揚のための行事等の実施
 - 主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
 - 協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害 防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



Q&A

化学物質管理強調月間を捉え、職場における化学物質管理について、自主点検を実施しましょう。



各項目について、「化学物質による労働災害防止のための新たな規制Q&A」などを 参照して取り組みを進めましょう。

事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント

(RA)対象物であるか把握していますか

令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1に約800物質が追加される予定です。 なお、化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等に より化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。

化学物質管理者を選任していますか

令和6年4月1日からリスクアセスメント対象物の製造・取扱事業場では、化学物質管理者を 選任が義務付けられています。

リスクアセスメントを実施していますか

化学物質リスクアセスメント対象物を製造、取り扱っている場合、リスクアセスメントを 必ず実施しなければなりません。

リスクアセスメント結果に基づくリスク低減措置を行っていますか

リスクアセスメント結果に基づき、リスク低減措置が必要です。

また、法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。

安全データシート(SDS)とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか

化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や 周知が必要です。

(保護具を使用している場合)

保護具着用管理責任者を選任していますか

呼吸用保護具(マスク)、保護手袋、保護衣などの保護具を使用する場合は、保護具着用 管理責任者の選任が必要です。

(化学物質の譲渡・提供を行っている場合)

ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか

化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知が必要です。

化学物質管理に関する法令改正などの情報については、

「**三重労働局 化学物質管理強調月間のページ」**をご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news_topics/R7kagakugetsukan_001.html

化学物質管理の自主点検表もダウンロードできます。











令和7年 邓亡災害ゼロ。

アンダー2,000 恐え維進運動

【実施期間:令和7年1月1日~12月31日】

三重労働局は

死亡災害の撲滅と死傷者数2,000人未満

を目指し 労働災害防止対策を推進します



三重労働局第 14 次労働災害防止計画【令和 5 年度 ~ 令和 9 年度】推進中



三重労働局はあなたの会社の 「働き方改革」を支援します! 「令和7年死亡災害ゼロ・アンダー 2,000 みえ推進運動」特設 ページはこちらから

アンダー2000みえ推進運動

検索

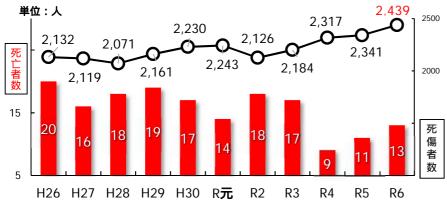


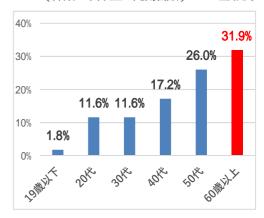
三重労働局 · 労働基準監督署

【労働災害発生状況の推移】(休業4日以上の死傷者数) 三重労働局

2500 2,341

【令和5年 年齡別労働災害発生状況】 (休業4日以上の死傷者数)





事業者の実施事項

【重点災害】

【行動災害(転倒、腰痛)防止対策】

■ 死亡者数 — — 死傷者数

作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目、濡れた床面等の解消 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

R 6 の数値は推計(未確定)値

危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

機械化による省力化

アシストスーツ、スライディングボード等の活用

【墜落・転落災害防止対策】

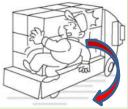
足場・屋根からの墜落・転落災害防止

脚立・はしご・階段からの墜落・転落防止

トラックの荷台からの墜落・転落災害防止

「墜落災害防止強調月間(7月・12月)」の重点取組





【機械災害防止対策】

リスクアセスメント及びリスク低減措置の実施(機械設備の安全化及び作業方法の改善)

【高年齢労働者に対する労働災害防止対策】

身体機能を補う設備・装置の導入 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し 健康状況、体力の状況の把握・対応 丁寧な安全衛生教育の実施 「エイジフレンドリー補助金」の活用





事業者の実施事項

【重点業種】

機械設備等による はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害防止 【製造業】

墜落・転落災害防止 【建設業】

【道路貨物運送業】 墜落・転落災害防止

【小売業・社会福祉施設】 行動災害(転倒、腰痛)防止



UNDER 2000

MIE

三重労働局・労働基準監督署の主な実施事項

「令和7年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進大会 (7/2 予定)」、「同推進会議」の開催 全国安全週間、全国労働衛生週間等の実施期間中における三重労働局幹部安全衛生パトロールの実施 三重労働局ホームページに「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る特設ページの開設 労働災害防止団体の各分会、地区労働基準協会、主要事業者団体、業種団体等に対する要請等

会議・会合・安全パトロール等あらゆる機会を活用した事業場に対する周知・啓発 各労働基準監督署独自の「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る行政施策の実施

年間安全衛生管理計画の作成に関する事業者への指導・援助

協力団体】 建設業労働災害防止協会三重県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部、 林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会四日市支部、

(一社)三重労働基準協会連合会、(一社)日本ボイラ協会三重支部、(一社)日本クレーン協会三重支部、 公社)建設荷役車両安全技術協会三重県支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部、

(独行) 三重 産業 保 健 総 合 支 援 セン ター、 三 重 県 RST ト レーナー 会、 県 下 各 地 区 労 働 基 準 協 会



令和6(2024)年度

両立支援等助成金が拡充され



使いやすくなりました

育休中等業務代替支援コース 手当支給等



- ① 育休取得者の業務を代替する労働者に手当を支給すると 最大 140万円/人 支給! うち 最大 30万円 先行支給! ※1 ⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合 業務体制整備経費20万円に拡充
- ② 短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当を支給すると 最大 128万円/人 支給! うち 最大 23万円 先行支給! ※2 ⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合 業務体制整備経費20万円に拡充
- ③ 支給対象となる企業規模を 全産業一律 300人以下 に拡大!

※1:業務体制整備を社労士に委託&育休期間が1か月以上の場合、育休開始1か月経過時に最大30万円、復帰時に最大110万円を分割支給。

2 出生時両立支援コース 第2種 🦓



- ① 第1種の受給実績がなくても 第2種の申請可能!※1
- ② 育休取得率「30%以上UP & 50%達成」で 60万円 支給! **2

※1:第1種とは、男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日間以上の育休を取得した場合にもらえる助成金(1人目20万円)。 現行の要件では、第2種を申請するためには第1種を受給している必要あり。 ※2:前年度と比較して、男性育休取得率が30%ポイント以上上昇&50%以上となった場合。

企業活用例は裏面をCheck ▶ ▶ ▶



その他詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、 厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する 都道府県労働局(申請先)へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省



問い合わせ先:三重労働局 雇用環境・均等室 ☎059-261-2978

両立支援等助成金の 企業活用例

育休中等業務代替支援コース(手当支給等) & 出生時両立支援コース(第2種)



育休取得者の業務を代替した労働者に手当を支給した場合

助

成

金

を

活

用

●課題

育休を取るAさんに代わって業務を行う、周囲の 従業員の負担軽減とモチベーションアップが必要。

●企業側の取組

- ○社労士に委託して、1,2の取組を実施。
 - 1. 就業規則等に「育休応援手当」を規定。 対象者:業務を代替する係の全員 支給額:一律月2万円/人
 - 2. 業務見直し・効率化の取組実施
- ○Aさんは育児休業を取得(1年間)、 Aさんの業務代替者6人に手当を支給。

●助成内容

128万円(うち29万円を先行受給!)

- ① 業務体制整備費 20万円(社労士委託あり)
- ② 業務代替手当 108万円(手当支給の3/4)

Aさんが育休を開始した**1か月後に**、 29万円(①+②の1か月分)を**先行受給!**

●手当支給による効果

- ・代わりに働いた6人は、より納得して仕事を することができた。(離職防止にも寄与。)
- ・Aさんが職場復帰する頃には、係の業務シェア が進み、皆が有給休暇を取得しやすくなった。

5年間助成金を活用し、その後は休業者に支払わなかった賃金の一部を充てることで制度を恒久化!

В

短時間勤務者の業務を代替した労働者に手当を支給した場合

●課題

多様な働き方のできる職場環境づくりを進めたいが、 短時間勤務者の業務を代替する従業員に どう配慮してよいか分からない。

●企業側の取組

- ○社労士に委託して、1,2の取組を実施。
- 1. 就業規則等に「育短サポート手当」を規定。 対象者:業務を代替する係の全員 支給額:業務に応じて月1万~1万8千円/人
- 2. 業務見直し・効率化の取組実施
- ○Bさんは短時間勤務制度を利用(2年間)、 Bさんの業務代替者3人に手当を支給。

●助成内容

92万円(うち23万円を先行受給!)

- ① 業務体制整備費 20万円(社労士委託あり)
- ② 業務代替手当 72万円(手当支給の3/4)

Bさんが制度を利用開始した1か月後に、23万円(①+②の1か月分)を先行受給!

●手当支給による効果

- ・短時間勤務に対して気まずさがなくなった。
- ・離職防止に繋がるとともに、 子育て世代の求職者からの問い合わせが増加。

C

男性の育休取得率「30%以上UP & 50%達成」した場合

助

成

余

を活

用

●課題

人材確保に苦戦する中、男性育休取得率も考慮 して職場を選ぶ若者がいると聞いた。男性の育休 取得促進に向けた環境整備に取り組みたい。

●企業側の取組

- 1. 雇用環境の整備を複数措置
 - 研修の実施・相談窓口の設置
- 2. 男性育休取得率の大幅引上げを達成
 - ・前々年度 25%(対象者4人中1人が取得)
 - 前年度 66%(対象者3人中2人が取得)
 - ▶ 30%以上上昇し、50%達成

●助成内容

60万円

「両立支援のひろば」で育休取得率等を 掲載すれば、**2万円の情報公表加算あり**

●育児休業取得率の向上による効果

- ・育休取得の労働者のエンゲージメントが向上。
- ・社外に、育児休業取得率の高さをPRできる ようになり、若者の人材確保につながった。

助成金を活用

独立行政法人労働者健康安全機構 「三重産業保健総合支援センター」からのお知らせ

● 治療と仕事の両立支援制度の導入を支援します!

『治療と仕事の両立支援』とは、治療が必要な疾病(がん、脳卒中、糖尿病等)を抱える労働者が、業務により疾病を増悪させることがないよう、事業場において適切な就業上の措置を行い、治療に対する配慮をしつつ、労働者の就業機会を失わせないようにすること。

制度の導入は、労使双方にとって大きなメリットがあります。

今、うちの従 業員はみんな 健康だから大 丈夫。



疾病を抱え る労働者が生 じてから考え よう!

事案が生じる前に、制度を導入しましょう。

そのことが、各労働者へ安心感を与えるとともに、会社への信用(帰属意識)が高まることにつながり、生産性向上と人材確保につながります。

治療と仕事の 両立支援





このように思っていませんか?

【会社にとってのメリット】

- ★ 労働者の「健康確保」の推進
- ★ 継続的な人材の確保
- ★ 労働者のモチベーション向上に伴う人材の 定着と生産性の向上
- ★ 「健康経営」の実現
- ★ 多様な人材活用による組織活性化

【労働者にとってのメリット】

- ★ 治療に関する配慮がなされることによる疾病 の増悪防止
- ★ 治療を受けながら仕事の継続
- ★ 安心感やモチベーション向上
- ★ 収入確保
- ★ 働くことによる社会への貢献



≪三重産業保健総合支援センターの支援サービス≫ 全て無料!!

1 個別訪問支援

これから両立支援に取り組む企業等の依頼を受けて、専門スタッフが事業場を訪問し、両立支援に関する制度導入の支援や、管理監督者、社員等を対象とした啓発教育を実施します。

2 個別調整支援

専門スタッフが、個別の患者(労働者)に係る健康管理について、事業者と患者(労働者)の間の 仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン等の作成支援を行います。

※ その他、両立支援に関する悩みや疑問があれば、当センターへご連絡ください。

● 2月・3月の主な産業保健研修会のご案内

- 2月14日(金)14:00~16:00【オンライン】「高次脳機能障害の理解と対応」
- 2月20日(木) 14:00~16:00 「産業保健スタッフによる職場巡視のポイント」
- 3月4日(火) 14:30~16:30 「リスクアセスメント対象物の濃度基準値と確認測定」
- 3月5日(水) 14:30~16:30 「メンタルヘルスと交流分析」
- 3月11日(火)14:30~16:30 「職場のあんぜん管理における産業保健専門職の役割の重要性」
- 3月12日(水) 14:00~16:00 「職場におけるパワーハラスメント対策の要点」

- O 研修会参加申し込みは、当センターHP からお願いします。
- O 申込締切は、研修会当日の5日前として おります。